

## 《地球温暖化対策推進大綱 平成14年3月19日より抜粋》

### 国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった取組の推進

地球温暖化対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、事業者、国民といったすべての主体がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組むことが不可欠である。また、地方公共団体は、上記の(1)( 環境と経済の両立に資する仕組みの整備・構築)及び(2)( ステップ・バイ・ステップのアプローチ)の基本的な考え方を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。